

地域で備える

災害時要援護者支援の手引き



「災害時要援護者支援の手引き」作成の趣旨

大きな災害が発生したとき、
高齢者や障害者などのいわゆる「**災害時要援護者**」は、
避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが
困難なことから、大きな被害を受けやすいとされています。

このような**災害時要援護者**の安全を守るには、
隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが
大切になります。

地域に居住している**災害時要援護者**の方々を
地域で助けるために、その仕組みづくりの参考として
本手引きを作成いたしました。



災害時要援護者とは

この手引きでは、在宅の高齢者、障害者等のうち、寝たきりの方など
自力で避難することが困難な方々への支援の方策を中心に
掲載しております。

災害時要援護者への支援の流れ

災害時要援護者を把握する

◆地域で支援が必要な人を見つけましょう！

⇒ 要援護者の把握・名簿の作成

◆名簿はしっかり管理しましょう！

⇒ 名簿の管理

支援体制をつくる

◆支援できる人、できることをあらかじめ考えましょう！

⇒ 地域の実践的対策

⇒ 災害時要援護者の誘導方法

町内会の班レベルなど、日頃から顔の見える範囲を単位に考えましょう！



災害発生



応急活動

◆「大丈夫ですか？」と声かけしましょう！

◆一緒に避難所まで避難しましょう！

⇒ 安否確認

⇒ 救出・救護

⇒ 避難誘導

⇒ 的確な情報の伝達

災害時要援護者を把握する

要援護者の把握・名簿の作成

日頃から顔の見える範囲である町内会の班レベルなどで取り組みましょう。

- 目的や必要性など趣旨を明確に伝えた上で、ご理解ご協力を得られるよう行いましょう。
- 個人情報の取扱いに十分配慮しましょう。
- 本人の同意が得られない場合は、強制的に求めることはできませんので、ご注意ください。

①要援護者の把握方法

要援護者の把握は、
次の2つの方法を組み合わせて
行うことが望ましいです！

- 町内会などによるアンケート調査などの実施
- 民生委員が保有している情報の活用
 - ・在宅高齢者世帯調査に基づく台帳
 - ・災害時における要支援者登録制度（障害者対象）に基づく名簿

➤民生委員が訪問等により、災害時要援護者支援の対象にすることについて、本人の同意を得ます。

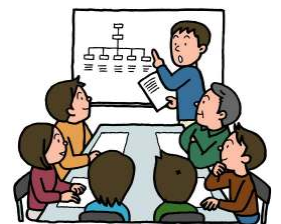
②名簿の作成要領

- 町内会（自主防災組織）の担当者と民生委員が、左記①で把握した世帯を一緒に訪問し、本人の同意を得て世帯状況や生活状況等を聞き取り、災害時要援護者名簿を作ります。
(P. 6, 7「災害時要援護者名簿作成例」参照)
(P. 8「同意書の一例」参照)
- 名簿に登載する方を対象に、近隣の方2, 3名を避難支援にあたる「支援者」としてお願いします。
 - 支援者の候補者2, 3名をリストアップして協力を依頼します。
要援護者本人の同意を得て支援者を決定します。
- 災害時要援護者名簿に支援者も併せて記載します。

本人の同意が必要です。



同意が得られない方がいた場合
例えば民生委員や対象者をつながりのある近隣の住民などの協力を得て、地域の中での役割分担を工夫することによって、穏やかな形での見守り等を行っていくことが可能です。



名簿の管理

地域での情報管理のルールづくりが必要です。

- 情報管理の基本ルール
 - ・利用する目的を具体的に特定する。
 - ・目的の範囲を超えて情報を取り扱わない。
 - ・知り得た情報については第三者に漏れることのないように厳重に管理する。

※情報は共有の目的の範囲内で適切に管理する。

※個人と個人の約束というレベルではなく、情報を共有する団体の間で情報管理のルールを取り決めておく。

(P. 8「情報管理のルール例」参照)

支援体制をつくる

地域の取組み対策

日頃から町内会(自主防災組織)、民生委員、地区社会福祉協議会などで連携を密にし、地域全体で支援していく仕組みを作りましょう。

- 要援護者やその家族も、日頃から地域社会に積極的に参加し、近隣の人々とのつながりを確保しておくなど、地域全体で災害時要援護者の支援していく仕組みをしっかりと作っておく必要があります。



①地域内の支援体制を整える

町内会(自主防災組織)、民生委員、地区社会福祉協議会などが中心となり、具体的な活動基準を決めましょう。

- 一人の要援護者に対して、複数の住民の支援体制を組みましょう。
- 平常時から要援護者と一緒になった訓練を行っておきましょう。
- 町内会の班レベル等の小さな単位で取り組むことがより効果的です。

②災害時要援護者の身になって防災環境を点検する

- 避難所・避難路の確認をしましょう。
 - ・ 車椅子で通れるか。
 - ・ 放置自転車などの障害物はないか。など
- 耳や目の不自由な人たちへの避難情報等をどのように伝えるか確認しましょう。



災害時要援護者の誘導方法

高齢者、目・耳が不自由な方や肢体の不自由など、要援護者の特性に応じた誘導が必要です。

高齢者へ

- 援助が必要なときは、できるだけ複数の人で対応する。
- 急を要するときは、担架やおぶって安全な場所へ避難する。



目の不自由な方へ

- 杖を持った手の反対側に立ち、ひじや肩の辺りにつかまってもらい、ゆっくりと誘導する。
- 方向や目の前の位置などは、時計の文字盤の位置を想定して伝える。



耳が不自由な方へ

- 筆談は要点をわかりやすくする。
- 手のひらに指先で字を書く方法でもよい。
- 話をするときには、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かし、ゆっくりと話す。



肢体の不自由な方へ

- 気軽に声をかけ、一人で支援が困難なときは、近くの人に協力を求める。
- 車いすは、階段では3,4人で支援する。上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きにすると安全で恐怖感を与えません。



- 身体の様子を確認する。
 - ・ 寝ている姿勢や元気の度合い、顔色などをチェックする。
 - ・ 高齢者の身体は、骨がもろくなっている場合もあるため、無理な動きに注意する。
- 声をかけながら動かす。
 - ・ 急に動かすと緊張で体に無駄な力が入るため。
 - ・ 次に何をするか話しかけながら不安を取り除く。

応急活動

地域の防災力を高め、被災地内での対応が必要となります。

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓では、救助が必要であった方の約8割が地域の方々により救出されたといわれています。



安否確認

速やかに隣近所の住人や地域の災害時要援護者に声をかけあって、被害状況や安否を確認しましょう。

救出・救護

倒壊家屋の下敷きや落下物等により多数の負傷者が発生した場合は、下記の通りです。

- 負傷者に対する応急手当
- 安全な場所への搬送
- 必要に応じて応援を要請



〔負傷者の搬送先〕

- 区役所等の「応急救護所」
- 必要に応じ設置される「避難所内救護所」
- 地域の医療機関



避難誘導

地震による建物の倒壊・損傷、津波や洪水による浸水、大規模な火災などにより、生命・身体に危険が及ぶ場合

隣近所で助け合い、すみやかに安全な場所へ避難しましょう！



的確な情報の伝達

警報、災害・ライフライン・避難情報等について、情報を得にくい方にも配慮して、適切な伝達に努めます。



平常時と異なる不自由な環境においても、お互い助け合い、周囲を思いやる気持ちを持って行動することが大切です。



災害時要援護者名簿

町内会

避難所：

平成 年 月 日現在

NO	世帯名 (要援護者)	年齢	電話番号	住所	備考 (世帯の状況等)	地域支援者		
						支援者名	電話番号	住所

災害時要援護者名簿

町内会

平成 年 月 日現在

NO	世帯名 (要援護者)	年齢	電話番号	住所	地域支援者		
					支援者名	電話番号	住所

支援者の方へ

避難所: _____

日頃服用している薬, かかりつけの病院, 身内の方の連絡先などを確認し記入しましょう!

情報管理のルール例

(「地域における見守り、支え合い活動の手引き」より)

〇〇地区個人情報取扱ルール

(目的)

第1条 本ルールは、〇〇地区民生委員児童委員協議会、〇〇地区社会福祉協議会、〇〇地区連合町内会(以下、「参加団体」とする。)との間で共有する個人情報の適切な取り扱いと、地域福祉活動の円滑な運営を図り、もって個人の権利利益の保護に資するよう策定する。

(責務)

第2条 参加団体は、個人情報保護に関する法令等の趣旨に則り、これを遵守するとともに、地域福祉活動の実施において共有する個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 参加団体が共有する個人情報の取り扱い方法は、各団体が発行するお知らせや回覧等の方法により、地区内の住民に周知する。

(共有する個人情報の内容)

第4条 参加団体が共有する個人情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ本人の同意を得た、氏名(家族、同居人を含む)、住所、電話番号、生年月日
- (2) その他、必要に応じて本人の同意を得た上で取得する情報

(利用)

第5条 参加団体が共有する個人情報は、〇〇会会長及び会長が指定する者が保管するものとし、適正に管理する。

2 共有した個人情報は、見守り活動を行う支援担当者に対し、活動に必要な情報のみを提供する。

(管理)

第6条 共有した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (2) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

【※なお、このルールはあくまでも一例であり、地区の事情に応じて内容を協議し、定めることが望まれます。】

同意書の一例

災害時要援護者名簿登録申込書

平成 年 月 日

町内会長 様

住 所 _____ 区

氏 名 _____ (印)

地震など大きな災害が発生したときに、安否確認や避難誘導等の支援をお願いしたいので、下記事項を同意のうえ、災害時要援護者名簿への登録を申し込みます。

記

- 1 この名簿は、大規模災害発生時のほか地域の防災対策(援助支援体制、非常食糧及び救助資機材の確保等)に活用します。
- 2 大規模災害発生時には、誰もが被害者になる危険性があるため、支援が遅れたり、又は受けられない場合があります。

—地域で備える— 災害時要援護者支援の手引き

発行年月	平成20年3月
発行	仙台市(消防局・健康福祉局)
問い合わせ先	消防局(防災安全部防災安全課)
	仙台市青葉区堤通雨宮町2-15
	電話 022-234-1111 FAX 022-234-1119
	E-mail: syo018030@city.sendai.jp